

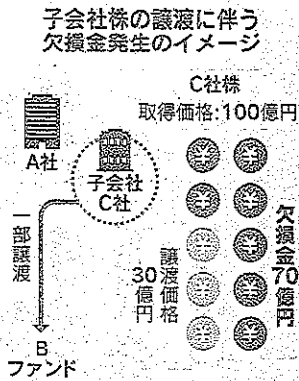
ソフトバンクGが修正申告

資本取引税法の盲点

ソフトバンクグループ(SBG)が2018年3月期に巨額の税務上の欠損金を計上し、日本国内で法人税を支払っていなかったことが明らかになった。国税当局は欠損金の一部について計上時期の誤りを指摘する一方、欠損金の計上自体は問題ないとした。グループ内の資本取引を巡る税法には、節税が可能にする盲点が潜んでいた。

欠損金、2兆円超

SBGの18年3月期の9億円、単体でも2046億円の純利益を計上し、決算では連結純利益(調整後)は1兆387億7千万円だった。ところが、同期決算(会計基準)は1兆387億7千万円、欠損金70億円。



譲渡価格どう算定

アーム株移管にあたっての譲渡価格は明らかになっていないが、1・4兆円の欠損金は16年の買収時の取得価格との差額分として算出されていた。

今回のような現物出資の場合、税務上は株式を時価で売却したものとして認識される。アーム社は16年の買収で非上場となっていた。時価の算定には複数の方法があり、

純資産などが用いられることもあるが明確な決まりはない。「企業側、国税当局側の主張が入り込んで曖昧な部分が残る」(大手監査法人の担当)

タイムリંગなどに違いがあり、両者にはズレが生じることがある。

SBGのズレの原因は、税務上生じた2兆円を超過する欠損金だった。SBGは16年、英半導体設計大手、アーム・ホールディングスを3・3兆円で買収し、18年3月期グループ内のソフトバンク・ビジョン・ファンド(SVF)にアーム株の一部を現物出資で移管した。

翌年度以降も「恩恵」

18年3月期の税務申告で生じた巨額の欠損金は、今後SBGに節税の恩恵をもたらす。税務上、欠損金が発生した場合は翌年度以降、10年間にわたって繰り越し、所得から差し引いて税負担を軽くできる。例えば大企業(資本金1億円超)の税務申告で、3,000億円の欠損金を出した翌期の所得が1,000億円だったとする

18年3月期の欠損金計上については、国税当局も計上時期の誤りを除いて「適正」であると判断した。19日であったSBGの株主総会、修正委員会委員長は株主の質問に答えて「世界の投資家は世界のルールをなで色々な節税を合法的にやっている。合法的な範囲のなかである程度節税を図っていく」と話した。

国税当局とのせめぎ合い続く

山田典正・パンパサンド税理士事務所代表 山田典正 会計制度は企業の組織形態の多様化に対応している一方、税制は遅れている面がある。例えば連結ではなく単体での納税を選択している場合、グループ内の資本取引を通じた連結会計上は損失が発生しなくても、単体ベースで税務上の欠損金が発生する可能性がある。こうしたグループ内の資本取引を想定した税のルールがないことが背景にある。

「グループ内」想定なし

森信茂樹・東京財団政策研究所研究主幹 現行法の枠組みでは、租税回避が疑われるグループ内取引を国税当局が否認するのは容易ではない。日本には、そうした取引に対応する法律規定がないからだ。他の主要先進国は節税効果を否認する「一般的否認規定(GAAR)」を導入している。日本の現行法で「経済合理性がない節税」のための取引として否認できるのは、組織再編の取引や同族会社間の取引に限られる。ビジネスの国際化が進むなか、租税回避的な取引の増加が予想され、GAARの整備に向けた議論も求められる。

租税回避 対策が必要

法が後手に回るとは避けられない。英国などはルールの乱用を防止する「一般否認規定(GAAR)」を導入。米・英・日(米)など、債権者も少なくない。

生じた2兆円を超過する欠損金について税務調査した結果、欠損金についての処理は税法にのっとったものだったと認める形になった。ただ、税法上、SVF課税は発生しなかった。

一方によつては国税当局の裁量が高まり、不明確なルールで納税者が不利を被る可能性もある(「国際税務に詳しい仲谷規定(GAAR)」を導き出す)。債権者も少なくない。